

の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

大町都市計画公園 9・6・1号 アルプスあづみの公園

2 都市計画を定める土地の区域

平成19年11月8日長野県告示第566号の土地の区域のうち大町市常盤字野田、字上原、字花見山、字大川除、字菅沢、字大岩、字大高見、字竹原、字金山、字神明原、字カリウラ、字揚口、字マセガキ、字西原、字割山、字実地原、字北嵐、字城山、字ワシ岩、字内ノ皮、字若山ノ神、字大洞、字光石、字小洞、字桐山、及び字新城山地内の各一部を変更する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県大町建設事務所及び大町市役所

都市・まちづくり課

長野県告示第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

池田都市計画公園 9・5・1号 アルプスあづみの公園

2 都市計画を定める土地の区域

平成2年11月19日長野県告示第786号の土地の区域のうち北安曇郡松川村字雁倉、字土橋及び字番々平地内の各一部を変更する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県大町建設事務所、松川村役場及び池田町役場

都市・まちづくり課

長野県告示第109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

安曇野都市計画公園 9・6・1号 アルプスあづみの公園

2 都市計画を定める土地の区域

平成26年3月27日長野県告示第182号の土地の区域のうち安曇野市穂高牧、穂高柏原及び堀金鳥川地内の各一部を変更する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県安曇野建設事務所及

び安曇野市役所

都市・まちづくり課

長野県告示第110号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の23第1項の規定により、次のとおり指定確認検査機関の指定を更新しました。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

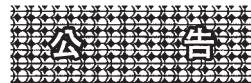
1 更新した指定確認検査機関の名称及び住所

一般財団法人長野県建築住宅センター
長野市篠ノ井御幣川306番地1

2 更新の日

平成26年12月1日

建築住宅課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成27年3月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人在宅医療支援の会道

3 代表者の氏名

脇坂 幸子

4 主たる事務所の所在地

下伊那郡阿智村駒場447番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、病院などの施設から地域へと移行する療養や介護の対象となる地域の皆様に対し、訪問看護サービスを実施する。対象となる皆様が在宅で主体性をもって健康の自己管理と必要な資源を自ら活用し、生活の質を高めることができるようになることを目指し、地域の保健、医療、福祉の質の向上に寄与する事を目的とする。

県民協働課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項におい

て準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画下水道 松本市公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、松本市上下水道局下水道課

生活排水課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

諏訪ステーションパーク1

諏訪市沖田町13-6 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社O P A

東京都江東区東陽2-2-20

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社O P A	山下忠彦	東京都江東区東陽2-2-20

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社O P A	合田正典	東京都江東区東陽2-2-20

(2) 小売業を行う者の名称等

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社エイデン	岡崎昇一	名古屋市中村区名駅4-22-21
株式会社タカラトミー	富山幹太郎	東京都葛飾区立石7-9-10
ほか8者		

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社エディオン	久保充誉	広島県広島市中区紙屋町2-1-18
株式会社サンヨーブレジャー	高谷昌宏	岡山県岡山市北区大内田715-4
株式会社ピーエムオフィスエー	山口晃	諏訪市沖田町3-22-1
ほか8者		

- 4 変更した年月日
平成25年5月14日ほか
- 5 届出年月日
平成26年11月26日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成27年3月12日から平成27年7月13日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
諏訪ステーションパーク2
茅野市中沖11-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社O P A
東京都江東区東陽2-2-20
- 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社O P A	山下忠彦	東京都江東区東陽2-2-20

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社O P A	合田正典	東京都江東区東陽2-2-20

- (2) 小売業を行う者の名称等

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社アルペン	水野泰三	愛知県名古屋市中村区名駅5-25-1
株式会社セキド	関戸正実	東京都八王子市旭町11-8
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	麻田正義	岡谷市赤羽1-4-18
ほか2者		

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社アルペン	水野泰三	愛知県名古屋市中区丸の内2-9-40
株式会社セキド	関戸正実	東京都新宿区西新宿2-7-1
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	井浦康晴	岡谷市赤羽1-4-18
ほか2者		

4 変更した年月日

平成25年5月14日ほか

5 届出年月日

平成26年11月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成27年3月12日から平成27年7月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東松本シルクプラザ

松本市元町1-29-7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社高原社

松本市元町1-2-1

3 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	43台	36台
2	17台	52台
3	17台	17台
4	17台	87台
5	54台	—
6	58台	70台
7	67台	15台
合計	256台	277台

位置は届出書の図面のとおり

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	25台	25台
2	28台	31台
3	10台	28台
4	—	38台
5	—	3台
合計	63台	125台

位置は届出書の図面のとおり

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	58平方メートル	58平方メートル
2	124平方メートル	101平方メートル
3	18平方メートル	84平方メートル
4	84平方メートル	—
合計	284平方メートル	243平方メートル

位置は届出書の図面のとおり

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	変更前	変更後
1	15立方メートル	15立方メートル
2	4立方メートル	4立方メートル
3	20立方メートル	20立方メートル
4	12立方メートル	12立方メートル
5	18立方メートル	15立方メートル
6	12立方メートル	15立方メートル
7	10立方メートル	10立方メートル
合計	91立方メートル	91立方メートル

位置は届出書の図面のとおり

(5) 来客が駐車場を利用できる時間帯

	変更前	変更後
1	24時間	24時間
2	24時間	24時間
3	24時間	24時間
4	午前8時～午後8時30分	午前8時～午後8時30分
5	午前6時～午後9時	—
6	24時間	24時間
7	—	24時間

位置は届出書の図面のとおり

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時～午後7時	午前6時～午後10時
2	午前6時～午後6時	午前4時～午後9時
3	午前5時～午後6時	午前6時～午後6時
4	午前6時～午後7時	—

4 変更年月日

平成28年1月10日

5 届出年月日

平成27年2月20日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成27年3月12日から平成27年7月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該農用地利用配分計画を縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
マンズワイン株式会社	小諸市諸375	上田市富士山字上居守沢1960-26ほか1筆
有限会社ムラヤマ	上田市下之郷199	上田市富士山字源方1514-1ほか4筆
宮澤 重忠	上田市前山1135	上田市手塚字街道下1473-1ほか3筆
安藤 健一	上田市前山471	上田市新町字細場江301-1ほか7筆
株式会社ヌーベルファーム泰阜	下伊那郡泰阜村3440-29	下伊那郡泰阜村713-1ほか17筆
正木 建夫	松本市大字神林3861	松本市大字神林字北浦3654-1
櫻井 健五	松本市大字今井2485-イ-1	松本市大字今井字前田716
株式会社プラセス	安曇野市穂高有明5821	松本市大字島立2800ほか5筆
農事組合法人内田営農	松本市大字内田2195-2	松本市大字内田字真田御林西1297-1ほか11筆
有限会社神村	松本市大字笹賀2980	松本市大字笹賀3646-1ほか3筆
草間 弘秋	松本市寿北6-34-10	松本市大字寿白瀬渕1816ほか10筆
村上 正	松本市大字笹賀4782	松本市大字笹賀4618ほか2筆
村上 浩司	松本市大字笹賀4745	松本市大字笹賀4153ほか1筆
高山 晴彦	松本市大字笹賀1969-1	松本市大字笹賀2834-1
安田 良雄	松本市大字笹賀873	松本市大字笹賀884
北野 弘人	松本市大字島立1831-1	松本市大字島立1689
太田 洋道	松本市波田714	松本市波田字下原9553
株式会社井筒ワイン	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原1298-187	塩尻市大字洗馬字はば下7617-1ほか13筆
農事組合法人踏入ゆい生産組合	安曇野市豊科南穂高1761	安曇野市豊科南穂高1334-2
小口 茂	安曇野市豊科南穂高4491-2	安曇野市豊科南穂高1780
下里 勝雄	安曇野市豊科南穂高5811	安曇野市豊科南穂高1661ほか1筆
農事組合法人徳治郎生産組合	安曇野市豊科田沢6513-4	安曇野市豊科田沢6834-2ほか6筆
農事組合法人ファームステーション木島	飯山市大字野坂田280	飯山市大字吉字蛭川端175
丸山 勝敏	下高井郡木島平村大字往郷2811	下高井郡木島平村大字往郷字山根2795-2ほか1筆

2 申請年月日

平成27年3月3日

3 縦覧場所

長野県農政部農村振興課

4 縦覧期間

平成27年3月12日から平成27年3月25日まで

農村振興課

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次の生産事業者を登録しました。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1385	上条 祐一郎 東筑摩郡山形村 2629	種穂の採取、精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	(有)丸八種苗園 東筑摩郡山形村 2629
1386	野村 仁 松本市波田6183-17	種穂の採取、精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	(株)優樹苗圃 松本市波田6183-17
1387	渡辺 正美 山梨県韮崎市下祖母石2265-1 -101	種穂の採取、精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	南佐久南部森林組合 南佐久郡川上村 大深山542

森林づくり推進課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成27年3月15日に開催を予定していた須坂都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成27年3月15日に開催を予定していた駒ヶ根都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成27年3月21日に開催を予定していた茅野都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成27年3月22日に開催を予定していた諏訪都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成27年3月12日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

公告

上中堰土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成27年3月12日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

理 事

就 任

氏 名 住 所

岡澤四郎 長野市篠ノ井岡田696番地5

農地整備課

公告

長野県伊那西部土地改良区連合の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成27年3月12日

長野県上伊那地方事務所長 青木一男

理 事

就 任

氏 名 住 所

白鳥政徳 上伊那郡箕輪町大字福与1804番地1

農地整備課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成27年3月12日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別、検定の実施期日及び場所

種 别	実施期日	時 間	場 所
雜踏警備業務 (2級)	平成27年 6月21日 (日)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種別	区分	科目
雑踏警備業務 (2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関する事項。 雑踏の整理に関する事項。 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。
	実技試験	雑踏の整理に関する事項。 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30人

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(ウ) 電話 1 本につき 1 人の受付とします。

(イ) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成27年4月14日（火）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成27年5月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

(貼付せずに提出) 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万3,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることができます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課